

平成 21 年 8 月 4 日  
内 閣 官 房  
内 閣 府

## 「認可法人、特例民法法人役員への就任に係る報告状況の公表」 について

- 1 認可法人、国と特に密接な関係を持つ特例民法法人（以下「特例民法法人」）の役員への就任に係る報告状況の公表については、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、毎年 1 回公表しているところである。

今回公表するのは、各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成 20 年 12 月 2 日から同年 12 月 30 日までの間に認可法人、特例民法法人の役員に就任する者として内閣官房に報告があった状況であり、内閣官房及び内閣府において報告の全体状況を取りまとめた結果は別表のとおりである。

なお、平成 20 年 12 月 1 日以前の報告状況については既に公表しているところであり、また、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）が施行された同年 12 月 31 日以降に、内閣官房に報告があったものの公表については、本日付けで別途「国家公務員法第 106 条の 25 第 2 項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表」により行っているところである。

### 〔概要〕

各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成 20 年 12 月 2 日から同年 12 月 30 日までの間に認可法人、特例民法法人の役員に就任する者として内閣官房に報告があったのは 2 件（特例民法法人 2 件）であった。

- 2 各府省における個別の再就職等の状況については、本日、各府省においてそれぞれ公表されているところである（参考 2 参照）。

（本件担当）

内閣官房内閣総務官室 馬場補佐、三杉主査

電話：03-3581-4628（直通） F A X：03-3581-7238

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 大野補佐、森田係長

電話：03-5403-9533（直通） F A X：03-5403-0231

(別表)

## 認可法人、特例民法法人の役員への就任に係る報告状況の公表について(総括表)

平成21年8月4日  
内閣官房  
内閣府

各府省課長相当職以上で退職した職員に関し平成20年12月2日から平成20年12月30日までの間に認可法人、特例民法法人の役員に就任する者として報告があった状況は以下のとおりです。

府省名	区分	認可法人	特例民法法人	報告者数合計
内閣官房				
内閣法制局				
人事院				
内閣府				
宮内庁				
公正取引委員会				
警察庁				
金融庁				
総務省				
公害等調整委員会				
法務省				
外務省			1	1
財務省				
文部科学省				
厚生労働省			1	1
農林水産省				
経済産業省				
国土交通省				
環境省				
防衛省				
会計検査院				
全府省合計			2	2

○今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

6 公務員制度改革の推進等

(1) 公務員制度改革の推進

イ 当面の取組方針

(ア) 適切な退職管理

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後 2 年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後 2 年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

○「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の認可法人役員への就任に係る措置について（平成 17 年 3 月 2 日関係府省申合せ）（抄）

1. 各府省（金融庁を含む。以下同じ。）は、平成 17 年 4 月 1 日以降、国家公務員出身者が離職後 2 年以内にその所管する認可法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記 1. の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 各府省が行った報告の内容等は、毎年 1 回、内閣官房において取りまとめ、公表するものとする。

○「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について（平成 17 年 3 月 2 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）（抄）

1. 各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、平成 17 年 4 月 1 日以降、国家公務員出身者が離職後 2 年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記 1. の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 上記 1. 「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、（中略）「国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。
4. 各府省が行った報告の内容等は、毎年 1 回、内閣官房及び総務省において取りまとめ、公表するものとする。

（注）従来、公益法人の監督に関する調整事務は総務省において行っていたが、平成 20 年 12 月 1 日の新公益法人制度の施行に伴い、特例民法法人（従来の公益法人）の監督に関する調整は内閣府において行うこととなった。

このため、今回の公表については、内閣官房及び内閣府においてとりまとめ、公表を行った。

### 各府省公表担当窓口

府省名	担当課	担当者	電話番号
外務省	大臣官房人事課	田邊 邦彦 松村 信一	03-5501-8086(直通)
厚生労働省	大臣官房総務課	片平 一哉	03-3595-3036(直通)